

地域再生計画の変更について (生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例の追加)

1. 現在の地域再生計画

- ・計画名：「住まう喜びを感じるまち 南魚沼」実現プロジェクト
- ・事業期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで（5 ヶ年間）
- ・認定年月日：平成 28 年 12 月 13 日（第 40 回）
- ・計画概要：
 - ① 南魚沼の地理、気候、歴史、産業などの資源の活用や、国際大学との連携により、移住者と地域の住民が共生、協働する、地域にひらかれた「グローバル・コミュニティ」の形成を実現していく。
 - ② 市人口ビジョンによる 2060 年 43,000 人の人口確保を目指し、CCRC 構想の推進による首都圏からのアクティブ・シニア層の移住と、若者の移住・定住を推進し、地域雇用と新しい人の流れの創出を目指す。
 - ③ また、グローバル IT パークや地域企業、地域団体と連携し、移住者それぞれの能力を活用したビジネス展開や、ボランティア参加、地域コミュニティと関わりなどを平成 32 年度までを予定として計画し、200 戸 400 人の移住を目指して、地域再生推進法人を設立して進捗管理し、進めていく。
- ・受けることができる特例：地方創生推進交付金
- ・期間中の総事業費：241,656 千円

2. 今回変更する内容

- ・計画名、事業期間は変更なし
- ・変更認定期間：平成 29 年 4 月 3 日（月）～4 月 7 日（金）（第 44 回変更）
- ・変更で加える概要：
 - ① 「生涯活躍のまち形成事業計画」を策定し、移住アクティブ・シニアや地域住民が、生涯元気でいきいきと、安心して暮らせるよう、生活支援や一定の介護サービス等、高齢者サービスの整ったサービス付高齢者向け住宅をはじめとした施設の整備・運営を民間事業者の活力を活用して実施する。
 - ② 「地域包括ケアシステム」を構築し、医療・福祉・保健の分野が連携した中高年齢者だけに限らない全年齢層向けサービスを提供することにより、「住まう喜びを感じるまち」を実現していく。
- ・受けることができる特例：生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
- ・期間中の総事業費：変更なし

※特例の概要は次頁のとおり（地域再生計画認定申請マニュアル（各論）抜粋）

7-1 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）

:【A3011】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

近年、東京圏への人口集中が進む中で、地方創生の観点から、地方への新しいひとの流れを作ることが重要な課題となっています。内閣官房の意向調査によれば、東京都在住者のうち地方へ移住する予定又は移住を検討したいと考えている人は、50代では男性50.8%、女性34.2%、60代では男性36.7%、女性28.3%となっており、中高年齢者において都会から地方への移住の希望が強い傾向にあります。

このような中高年齢者の希望を実現し地方移住の推進を図る観点、「まちなか」居住や地域・多世代交流を支援する観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療や介護を受けることができるようなコミュニティづくりを目指す「生涯活躍のまち」構想を推進することが「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定・平成27年12月24日改訂）に位置付けられました。

法第5条第4項第8号に規定された生涯活躍のまち形成事業は、このようなコミュニティづくりを地域再生計画の枠組で推進するものです。

② 支援措置の内容

生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て、生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができます。このとき、生涯活躍のまち形成事業計画に法第17条の14第4項各号に規定される事業者に関する事項等を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例（法第17条の18）、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例（法第17条の22）、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例（法第17条の23）、旅館業の許可に関する旅館業法の特例（法第17条の24）を受けることができます。

I 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合は、通常、厚生労働大臣の許可（無償の場合は届出）を受ける必要がありますが、法第17条の18第1項の職業安定法の特例は、地域再生協議会に加わっている事業協同組合等が傘下の中小事業主の委託を受けて生涯活躍のまち形成事業に携わる労働者の募集を行う場合は、その許可や届出を不要とする特例です。

この特例を利用する場合は、委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載し、その事項について厚生労働大臣の同意を得

る必要があります。

II 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第 17 条の 22 の老人福祉法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を經由して届け出ることができます。

この特例を利用する場合は、有料老人ホームを設置する事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載する必要があります。

III 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

介護保険給付の対象となる介護サービス事業を行うに当たっては、居宅サービス、介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第 17 条の 23 の介護保険法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなされます。

この特例を利用する場合は、事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載した上で、居宅サービス、介護予防サービスについては都道府県知事の同意を得る必要があります。

IV 旅館業の許可に関する旅館業法の特例

旅館業を行う場合は、都道府県知事の許可を得る必要がありますが、法第 17 条の 24 の旅館業法の特例により、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された旅館業の事業者については、旅館業の許可があったとみなされます。

この特例を利用する場合は、事業者に関する事項について、生涯活躍のまち形成事業計画に記載した上で、都道府県知事の同意を得る必要があります。

③ 支援措置に必要な手続

I 地域再生計画への生涯活躍のまち形成事業の記載

生涯活躍のまちを地域再生計画の枠組で推進しようとする都道府県・市町村は、まず、法第 5 条第 4 項第 8 号「生涯活躍のまち形成事業」に関する事項について記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

II 生涯活躍のまち形成事業計画について

生涯活躍のまち形成事業計画は、生涯活躍のまち形成事業の実施に関する具体的な計画を作成するもので、上記 I の地域再生計画の認定を受けた市町村が、後述する地域再生協議会の協議を経て作成します。